

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果(全国と千葉県)

	最低賃金額 (円)	法違反の状況			法違反事業場の認識状況(%)			最低賃金未満労働者の状況		
		監督実施 事業場数 (件)	最賃支払 義務違反 事業場数 (件)	違反率	適用される 最低賃金額 を知っている	金額は知らない が最低賃金が 適用されている ことを知っている	最低賃金が 適用される ことを知らな かった	監督実施事業 場の労働者数 (人)	最低賃金未満 労働者数(人)	最低賃金未満 労働者数の比率
平成24年度	749	13,644	1,139	8.3%	36.9%	55.4%	7.7%	185,260	4,056	2.2%
	756	195	40	20.5%	20.0%	70.0%	10.0%	3,059	136	4.4%
平成25年度	764	13,946	1,343	9.6%	40.9%	50.7%	8.4%	190,386	4,079	2.1%
	777	178	27	15.2%	25.9%	70.4%	3.7%	2,458	119	4.8%
平成26年度	780	13,975	1,491	10.7%	39.6%	51.5%	8.9%	182,548	5,716	3.1%
	798	170	23	13.5%	39.1%	47.8%	13.0%	2,021	87	4.3%
平成27年度	798	13,295	1,545	11.6%	40.1%	52.2%	7.6%	161,377	5,262	3.3%
	817	185	36	19.5%	27.8%	69.4%	2.8%	1,978	167	8.4%
平成28年度	823	12,925	1,715	13.3%	39.4%	51.7%	8.9%	166,570	5,590	3.4%
	842	206	54	26.2%	37.0%	55.6%	7.4%	2,414	206	8.5%
平成29年度	848	15,413	2,166	14.1%	41.8%	52.3%	5.9%	196,039	6,853	3.5%
	868	195	54	27.7%	37.0%	57.4%	5.6%	2,610	210	8.0%
平成30年度	874	15,602	1,985	12.7%	47.3%	48.2%	4.6%	195,606	6,386	3.3%
	895	200	42	21.0%	35.7%	57.1%	7.1%	2,426	156	6.4%
令和元年度	901	15,671	2,145	13.7%	52.4%	42.6%	5.0%	198,108	7,213	3.6%
	923	202	49	24.3%	53.1%	44.9%	2.0%	2,542	239	9.4%
令和2年度()	902	9,308	751	8.1%	53.0%	41.0%	6.0%	96,730	1,680	1.7%
	925	23	12	52.2%	50.0%	33.3%	16.7%	268	53	19.8%

上段:全国計 最低賃金額は加重平均額
下段:千葉計

緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。